

防府市公共施設等マネジメント推進会議設置要綱

平成27年9月30日制定

(設置)

第1条 防府市公共施設等総合管理計画に基づき公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、防府市公共施設等マネジメント推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において「公共施設等」とは、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」（平成26年4月22日付総財務第75号総務省自治財政局財務調査課長通知）に示された公共施設、公用施設その他の市が所有する建築物その他の工作物をいう。

(所掌事務)

第3条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 公共施設の再編・保全に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するために必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、総合政策部の部次長の職にある者をもって充てる。
- 3 副会長は、土木都市建設部の部次長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長及び副会長の職務)

第5条 会長は、推進会議を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、総合政策部政策推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年9月30日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日一部改正)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月28日一部改正)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月25日一部改正)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日一部改正)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日一部改正)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

総務部次長、地域交流部次長、生活環境部次長、健康福祉部次長、産業振興部次長、教育部次長、消防本部次長、上下水道局次長
--

※同職にあるものが2名以上の場合は、会長が1名以上指名する。